

7 税の軽減・減免

障害者の生活基盤を確立するため、税の負担が軽減・減免されます。

所得税・住民税

【窓口】 富山税務署

☎432-4191（自動音声案内）

富山市役所市民税課

☎443-2031～2033

○趣旨

年末調整や確定申告（もしくは住民税の申告）によって、障害者の方や障害者を扶養している方の税の負担が軽減されます。

※住民税については要件に該当した年の翌年度から適用となります。

○対象者

対象となる方は、所得のある本人または同一生計配偶者、扶養親族がその年の12月31日（年中途中で死亡し又は出国した場合には、その死亡又は出国の日）現在、次に該当される方です。

※住民税については前年の12月31日現在

所得のある本人または同一生計配偶者、扶養親族が次の(1)～(8)のいずれかに該当する方

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- (2) 児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方（重度の知的障害者と認定された方は特別障害者）
- (3) 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- (4) 「身体障害者手帳」に身体上の障害がある旨の記載がされている方（1級又は2級は特別障害者）
- (5) 「戦傷病者手帳」の交付を受けている方（恩給法別表第1号表の2に定める特別項症から第3項症までの方は特別障害者）
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（すべて特別障害者）
（その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便などを行うことができない状態にあると認められる方をいいます）
- (8) 精神や身体に障害がある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に掲げる方と同程度であるとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている方（特別障害者に準ずるものとして市町村長、特別区区長や福祉事務所の認定を受けている方は特別障害者）

○所得控除額

区 分	所得税	住民税
障 害 者	27 万円	26 万円
特 別 障 害 者	40 万円	30 万円
同 居 特 別 障 害 者	75 万円	53 万円

○住民税の非課税

上記の(1)～(8)に該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税です。

※詳しくは、上記窓口へお問い合わせください。

個人事業税の課税対象外と減免

【窓口】 富山県総合県税事務所課税第一課事業税第二班

☎444-4506

○趣旨

下記対象者等の区分に応じて、課税対象外又は申請により減免になり、税の負担が軽減されます。

○対象者等※減免には県への申請が必要です。（納期限まで。）詳細は上記窓口へお問い合わせください。

課税対象外		両眼の視力(屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。) が0.06以下の視力障害者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業			
減免※	身体障害者	身体障害者本人が営む事業の事業所得の区分に応じ、事業税額から右の額を減免します。	314万円以下		12,000円
			314万円を超え332万円以下		10,000円
			332万円を超え350万円以下		9,000円
	特別障害者	特別障害者又は扶養している特別障害者1人につき、事業税の税率に応じ、右の額を上限として減免します。ただし、事業所得が1,000万円を超える方の事業税は減免となりません。	税率5%	40,000円	
			税率4%	32,000円	
			税率3%	24,000円	

贈与税の非課税

【窓口】富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券その他の財産を信託業務を営む金融機関に信託し、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を当該金融機関の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者については3,000万円)までの金額が非課税となります。

この契約は、信託の収益を特定障害者の生活又は療養の費用に充てるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に分配され、信託の期間を特定障害者の死亡の日に終了することなど一定の要件を備えたものをいいます。

なお、特定障害者とは、特別障害者及び特別障害者以外の者を総称しています。

特別障害者とは、所得税法の所得控除対象となる障害者のうちの特別障害者をいいます。

また、特別障害者以外の者とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、④精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者でその障害の程度が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所等の判定により知的障害者とされた者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者をいいます。

相続税の軽減

【窓口】富山税務署 ☎432-4191（自動音声案内）

財産を相続又は遺贈で受けた相続人の障害の程度、年齢に応じて税が軽減されます。軽減される税額は、次の表のとおりです。なお、障害者及び特別障害者とは、所得税法の所得控除対象となる障害者及び特別障害者をいいます。

区 分	軽減される税額
障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 10万円
特 別 障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 20万円

関税等の免除

【窓口】伏木税関支署富山出張所 ☎437-9895

身体障害者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善または社会福祉施設のために寄贈された物品の輸入については、関税及び（または）消費税が免除されることがあります。

自動車税・軽自動車税

【窓口】富山県総合県税事務所自動車税センター

☎424-9211（自動音声案内）

（軽自動車税は、富山市役所市民税課 ☎443-2031）

○趣旨

障害者本人が使用する自動車、障害者と生計を一にしている方が専ら障害者のために使用する自動車、または障害者のみで構成される世帯を常時介護する方が専ら障害者のために使用する自動車の自動車税・軽自動車税が、減免になります。

○対象者等

別表の区分に応じ、減免となります。

○減免台数

障害者1人につき1台に限ります。既に申請年度の減免を受けた自動車がある場合、その自動車を抹消登録しない限り、申請年度は新たな自動車の減免を受けることができません。

○減免額

自動車税	年税額にして43,500円を上限額として減免となります。（※） ・納期限（5月末日）までに申請してください。 <u>（4月1日午前0時時点で減免の対象とする自動車が身体障害者の方の名義で減免要件に該当する場合。）</u> それ以外は、年度途中での減免となり、その場合減免上限額は、 $43,500 \text{ 円} \times \frac{\text{申請日の翌月から3月末までの月数}}{12}$ となります。
軽自動車税	当該軽自動車税の年税額の全額が減免となります。 当該年度の4月2日から納期限（5月末日）までに申請してください。 <u>（賦課期日である4月1日時点で減免の対象とする軽自動車等が身体障害者等の名義で減免要件に該当する場合）</u>

（※）ただし、令和元年9月30日以前に新車新規登録を受けた自家用自動車については、減免上限額は45,400円となります。

○減免となる自動車の所有形態（自動車の所有者、運転者の状況）

自動車所有者 運転者	障害者本人が所有者 （納税義務者）	障害者と生計同一の家族が所有者 （納税義務者）
障害者本人	障害者が自ら運転するもの	対象になりません
障害者と生計同一の家族	障害者と生計を一にする者が、専ら当該障害者のために運転するもの	身体障害者で年齢18歳未満の者、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が専ら当該障害者のために運転するもの
介護者	障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る）を常時介護する者が運転するもの	対象になりません

○申請のときに必要な添付書類等

自動車税	本人運転の場合	自動車検査証（車検証）の写し（※）、障害者手帳の写し、運転免許証等の写し、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号を証明する書類
	生計同一者運転の場合	自動車検査証（車検証）の写し（※）、障害者手帳の写し、運転免許証等の写し、申請者・運転者・身体障害者等の住民票、使用目的証明書、マイナンバーカードの写し（両面）又は個人番号を証明する書類（自動車税の年税額に対する減免申請の場合）
軽自動車税		・自動車検査証（車検証）の写し（※）、障害者手帳（原本）、運転免許証等の写し又はマイナ免許証 ・生計を一にする方（障害者と同居の場合を除く）が所有または運転する場合は生計同一がわかるもの（税法上または健康保険における扶養関係が確認できるもの）、常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書が、上記に加えて必要です。

（※）電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを添付してください。

(注1) 減免対象となる自動車の名義(納税義務者)は、運転区分にかかわらず次のとおりです。

① 身体障害者手帳をお持ちの方

(ア) 18歳以上……本人名義に限ります。

(イ) 18歳未満……本人又は生計同一の方名義です。

② 戦傷病者手帳をお持ちの方……本人名義に限ります。

③ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方……本人又は生計同一の方名義です。

(注2) このほか、障害者等の方が利用するため、特別の仕様に製造され又は改造された自動車の中にも減免の対象となるものがあります。

◎申請書の提出期限や必要書類など詳細については、窓口までお問い合わせください。

<減免の範囲>

障 害 の 区 分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合
身体障害者	視 覚	1 級 ～ 5 級	
	聴 覚	2 級 及 び 3 級	
	平 衡 機 能	3 級 及 び 5 級	
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能	3 級	
	上 肢	1 級 及 び 2 級	
	下 肢	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
	体 幹	1 級～3 級及び5 級	1 級 ～ 3 級
	運動機能	上 肢	1 級 及 び 2 級
		移 動	1 級 ～ 6 級
	※ 内 部 機 能	1 級 及 び 3 級	
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害 及び肝臓機能障害	1 級 ～ 3 級	
知 的 障 害 者		「療育手帳A」及び 「療育手帳Bのうち小学校就学の始期に達するまでの児童」	
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳 1 級	

※ 内部機能とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の機能をいう。

・ 詳しい障害区分・等級の判定については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

○ 税制改正により、令和8年4月1日から自動車税・軽自動車税の「環境性能割」が廃止されました。また、自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)はそれぞれ、自動車税、軽自動車税に名称が変更されました。

8 公共料金等の軽減

活動範囲を広げ、情報伝達を円滑にするため、公共料金が軽減されます。

旅客鉄道運賃の割引

【窓口】JR各駅・富山地方鉄道等各駅

(1) 身体障害者手帳・療育手帳について

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は次の区分に応じて運賃・料金が割引になります。

乗車券を購入する時や、車内で運賃を支払う時に手帳を提示してください。富山地方鉄道等の私鉄バス、市電を利用される時は、運賃を支払うときに手帳を提示してください。

○JR（鉄道・バス・航路）・富山地方鉄道（電車）・あいの風とやま鉄道、万葉線等

	第1種障害者と 介護者の乗車	第1種障害者 単独	第2種障害者
割引対象者	本人と介護者	本人のみ	本人のみ
普通乗車券	5割引	5割引	5割引
定期券	5割引 (JR対象外)	5割引 (富山地方鉄道対象外)	5割引 (12歳未満の本人が介護者と乗車する場合に限る) (万葉線対象外)
回数券 (富山地方鉄道は 回数券の取扱いなし)	5割引	5割引 (あいの風、万葉線のみ)	5割引 (あいの風、万葉線のみ)
急行券	5割引(JR)		
割引区間	全線	(JR) 片道100kmを超える 区間のみ (富山地方鉄道・あいの風 とやま鉄道、万葉線) 全線	(JR) 片道100kmを超える 区間のみ (富山地方鉄道・あいの風 とやま鉄道、万葉線) 全線

③ 1) 特急券、グリーン券、ライナー券（あいの風）等は割引されません。

2) 6歳以上12歳未満の障害児は、小児運賃の50%引きです。ただし、小児定期乗車券は割引されません。

○市内軌道線（市電）

手帳を持つ方の普通運賃は50%引きです。第1種障害者の方は、介護者も同様の割引です。

○富山地方鉄道等の私鉄バス、加越能バス

手帳を持つ方の普通運賃は50%、定期乗車券は30%引きです。第1種障害者の方は、介護者も同様の割引です。（10円未満は四捨五入）

※低床バスの運行については各バス運行会社にお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

【窓口】富山県タクシー協会 ☎423-0622

タクシーをご利用された場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車された区間又は時間に対し10%の割引となります。乗車時に手帳を提示してください。

ジパング倶楽部《特別会員》

【窓口】 富山市身体障害者協会 ☎428-0181 F 428-0181

(富山市障害者福祉プラザ3階 受付時間：火～金 10:00～14:00)

富山県身体障害者福祉協会 ☎432-6331 F 433-4610

(サンシップとやま3階 受付時間：月～金 9:00～15:00)

J R線を片道で 101 km以上のご利用時に使用できます。身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券・急行券・グリーン券・座席指定券が割引購入できます。

○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている男性満 60 歳以上、女性満 55 歳以上で、身体障害者協会の会員に加入した方が対象となります。(第 1 種の方は介護者も同様の割引を受けられます)

○入会方法

富山県身体障害者福祉協会・富山市身体障害者協会に、年会費 1,400 円 及び協会非会員の方におかれましては協会費 1,500 円 (詳細は地区協会にお問い合わせください) も添えて申請頂ければ、必要事項をお伺いして手続きをいたします。(新規加入の方は障害者手帳のコピーをお持ちください) 約 1 か月程度でお手元にジパング手帳が届きます。

有料道路通行料金の割引

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方及び療育手帳Aの交付を受けた方。

第 1 種障害者の場合は介護者運転も可。第 2 種障害者の場合は本人運転時のみとなります。

○対象車種

(1) 乗用自動車 (ライトバン等の荷物積載兼乗用を含む)

(2) 特種用途自動車のうち乗車定員 10 名以下のキャンピング車

これらのうち、本人、本人と同一生計者またはその方を日常的に介護する方 (法人は対象外) が所有する自動車。営業用の自動車は除きます。

○割引率

通常料金の半額を割引きます。重複して適用されない割引があります。

○申請

①身体障害者手帳又は療育手帳 ②第 2 種障害者の場合は運転免許証又はマイナ免許証を持参してください。

割引対象車の車両番号を手帳に記入し、割引登録手続きを行います。

登録には有効期限があります。事前 (2 か月前から) に更新の手続きが可能です。

○E T C 搭載車 (障害者 1 人につき 1 台のみ E T C 無線通行の登録可)

E T C 搭載車で割引の場合は上記のものに加えて、①車検証、②E T C カード (障害者本人名義に限ります。ただし未成年の重度障害者の方でご本人が運転しての割引を受けない方のみ特例として、親権者、後見人の名義のカードも対象になります) ③E T C 車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。

○割引制度の見直しについて (令和 5 年 3 月 27 日利用開始)

上記申請手続きにより、事前登録していない車両での有料道路利用時も、登録済みシールが貼付された障害者手帳を料金所で提示することで割引が適用されます。また、E T C 搭載車で割引申請の場合のみオンライン申請が可能です。詳しくは専用サイトをご確認ください。

航空旅客運賃の割引

【窓口】 航空券発売所

身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 (満 2 歳以上)、および同行される介護者の方 (満 12 歳以上、お一人様まで) が航空機を利用される場合は、航空会社において運賃の割引の適用があります。割引対象となる区間は、定期国内線全区間です。

※なお、割引の適用範囲等は各航空会社により異なりますので、ご利用される場合は、事前に、各航空会社にご確認ください。

NHK放送受信料の免除

【窓口】身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

保健所 保健予防課 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

次の方は、受信料が免除されます。手帳と印鑑を持参のうえ担当窓口で証明を受けてからNHKへ申請してください。(NHK富山放送局 ☎444-6640 (平日午前10時～午後5時受付) F 444-6649)

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

免 除 区 分	対 象 者
全 額 免 除	次の2つに該当する世帯です ①世帯構成員の中で、どなたかが、 ・身体障害者手帳(1級～6級) ・療育手帳(A、B) ・精神障害者保健福祉手帳(1級～3級) のいずれかを持っている ②同じ世帯の方全員が住民税非課税(6月1日以降の課税状況で判断します) ※1月2日以降に他の市町村から転入した方は、非課税状況が確認できないので、<u>1月1日時点でお住まいの市町村での非課税証明書(最新年度分)が必要です</u>
半 額 免 除	住民票の世帯主が、受信契約者で ・視覚障害の身体障害者手帳(1級～6級) ・聴覚 // (2級～6級) ・上記以外の身体障害者手帳(1級～2級) ・療育手帳(A) ・精神障害者保健福祉手帳(1級) のいずれかを持っている

公的施設等の利用料の割引

【窓口】各施設

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、公的施設の入場料又は利用料が割引になる場合があります。入場の際に手帳を提示してご確認ください。

また障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも割引になります。各施設にご確認ください。

郵 便

【窓口】郵便局

○点字郵便物、特定録音物等郵便物(盲人用の録音物など)は無料となります。(点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便㈱が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるものに限ります。)

○身体障害者手帳に「1級」又は「2級」の表記がある方あるいは知的障害者で療育手帳に「A」、「1度」または「2度」の表記のある方は、郵便局へのお申し込み希望によりおひとりにつき20枚の葉書が配付されます。(今年度の受付は、4月1日(水)から6月1日(月)まで)(青い鳥郵便葉書の無償配付)

目の不自由な方に対する振替サービスの窓口利用料金の割引

【窓口】郵便局・ゆうちょ銀行

目の不自由なお客さまが窓口で送金サービスを利用される場合、身体障害者手帳をご提示いただくことにより、窓口に比べて割安なATM利用料金にてお取り扱いいたします。なお、ご利用はATM設置店舗において、ご本人名義で送金される場合に限りです。詳しくは、郵便局・ゆうちょ銀行窓口へお問い合わせください。

電話番号の無料案内の申込

【窓口】NTTふれあい案内担当

☎0120-104174 FAX0120-104134

受付時間：午前9時から午後5時

(土・日・祝日及び年末年始を除く)

電話帳利用が困難な、目や上肢等の障がいのある方、および知的障がいや精神障がいのある方が事前に登録をしておくことでNTTの番号案内を無料で利用できる制度です。

詳しくは、NTTふれあい案内担当へお問合わせください。

※FAXによるお問い合わせの際は、お名前と連絡先FAX番号を用紙に記載して、送信してください。

◎身体障害者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方

- (1) 視覚障がい 1～6級
- (2) 肢体不自由(上肢)(体幹)(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1～2級
- (3) 聴覚障がい 2～4、6級(1級、5級はなし)
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3～4級(1～2級はなし)

◎戦傷病者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方

- (1) 視力の障がい 特別項症～第6項症
- (2) 上肢の障がい 特別項症～第2項症
- (3) 聴覚障がい 第2、4項症
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1～2、4項症

◎療育手帳(愛護手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります)をお持ちの方

◎精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

携帯電話基本使用料等の割引

【窓口】各携帯電話会社

※割引の詳細な内容につきましては各携帯電話会社へお問い合わせください。

市営駐車場駐車料金の免除

【窓口】各市営駐車場

【問合わせ先】管財課 財産管理係

☎443-2023 F431-7665

【指定管理者】富山城址公園パークマネジメント共同企業体(城址公園) ☎070-8529-6677

タイムズ24(株)(総曲輪・桜町・富山駅北)

☎0120-72-8924

市営駐車場(城址公園・総曲輪・桜町・富山駅北)の駐車料金のうち、最初の1時間分が免除になります。駐車場の入場または出場の際、駐車券と合わせて、お持ちの手帳またはミライロIDを提示してください。

○対象

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が、運転または同乗する自動車が駐車場を利用するとき。

9 日常生活

毎日のくらしを便利で快適なものとするため、次の制度があります。

補装具費の支給

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

失われた部位や機能を補い日常生活を良好にする補装具の購入、借受、修理費用を支給します。
なお、労働災害又は通勤災害により被災した方は、労働基準監督署で取り扱っています。

○種類と対象者

障 害	種 類	備考
視 覚	視覚障害者安全杖	
	眼鏡、義眼、コンタクトレンズ	○
聴 覚	補聴器（2・3級は重度難聴用、4・6級は高度難聴用）	◎
	（人工内耳装用者）人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）	○
肢 体 不 自 由	義肢（義足、義手）	◎
	装具（上肢・下肢・靴型・体幹）	◎
	※歩行補助杖（松葉杖、多点杖、ロフトランド・クラッチ、カナディアン・クラッチ）	○
	※歩行器	○
	姿勢保持装置（下肢・体幹または平衡機能に障害のある方）	◎
	※車椅子 下肢に2級以上または体幹に3級以上の障害がある方、内部（心臓機能または呼吸器機能）に1級の障害があるか難病等によって歩行に著しい制限を受ける方。（原則入院・入所中を除く。）※原則 3歳以上	◎
	※電動車椅子 下肢に2級以上の障害があり上肢に障害がある方、体幹に3級以上の障害がある方、内部（心臓機能または呼吸器機能）に1級の障害があるか難病等によって歩行に著しい制限を受ける方。（原則入院・入所中を除く。）※原則 学齢児以上	◎
（18歳未満のみ）	車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具（補助椅子）	○
両上下肢機能全廃及び言語機能喪失	重度障害者用意思伝達装置	◎

○は新規申請の際に医師の意見書等が必要です。

◎は新規・再申請の際に富山県障害者相談センターへの来所もしくは医師の意見書が必要です。

※の付いた品目は介護保険からの貸与が優先になりますので、不明な点はお相談ください。

○申請（※購入後、借受後又は修理後の申請は不可。）

障害・難病の状態に応じて交付するため、事前に手帳、マイナンバーカードを持参のうえ窓口でご相談ください。（難病患者の方は特定疾患医療受給者証の写しまたは医師の診断書が必要です。）

○手続き

- （1）「補装具費支給申請書」を提出します。
- （2）市から「補装具費支給決定通知書」と「補装具費支給券」を交付します。
- （3）依頼する業者に「補装具費支給券」を提出します。
- （4）基準額の領収書と業者から受け取った「補装具費支給券」を市へ提出します。

○自己負担

原則として補装具費用の1割負担となります。ただし、世帯の市町村民税の課税状況に応じて1か月あたりの負担に上限額を設定します。（52 ページ上部の表参照）

同じ世帯で一人もしくは複数の方が障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具等を利用するなどし、1か月の利用者負担額の合計が世帯の負担上限月額を超えた場合、高額障害福祉サービス費が支給されます。

○再申請

補装具の種類やご本人の年齢等によって、耐用年数が決まっています。

紛失や故障などで新しい補装具を受ける場合は、原則、耐用年数を経過してからとなります。

市町村民税の課税状況	課税世帯（※）	非課税世帯	生活保護世帯
自己負担の金額	負担上限月額 37,200円	0円	0円

※ 18歳以上の方（障害者または難病患者）に対する支給を申請する場合、その方またはその配偶者について、市町村民税の所得割の額が46万円以上のときは、補装具費支給の対象外となります。

訓練事業

(1) 発声訓練

ア 富山県喉友会 ☎0766-22-4977

イ 富山県失語症友の会 ☎438-2233

(2) オストメイトのQOLの為に啓発と勉強の場

ストマ用装具使用に関する講習会 太陽の会 ☎438-1330 ホームページ <http://www.ostomy.jp/toyama/>

(3) 視覚障害者のために、日常生活訓練や、中途失明者のための感覚訓練、点字指導があります。く

わしくは、富山県視覚障害者協会（☎425-6761）へお問い合わせください。

人工内耳用電池等購入費用の補助

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

人工内耳用の電池や体外装置の購入費用を補助します。申請方法については担当窓口にお問い合わせください。補助金の交付は、対象経費の区分ごとに年度1回とします。

○対象者及び補助金額等

対 象 者	対 象 経 費	補 助 金 の 額	補助金の限度額
聴覚障害2級～6級の身体障害者手帳所持者で人工内耳を装用している満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	空気電池、乾電池、充電池又は充電器の購入費用	購入に要した費用の全額	30,000円
	体外装置の購入費用	購入に要した費用の全額	200,000円

※ 体外装置の耐用年数は5年とし、過去に体外装置の購入費用の補助金を交付されたことのある方は、前回の補助金交付から5年を経過していない場合、原則、再度の申請はできないものとします。

日常生活用具の給付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

在宅の重度障害者（児）及び難病患者等に対し、家庭内の暮らしを便利で快適なものにするために、日常生活用具の給付を行っています。

○申請（※購入後の申請は不可。）

給付対象者本人の使いやすいものを給付しますので、手帳、マイナンバーカードをご持参のうえ事前に窓口でご相談ください。（難病患者の方は医師意見書及び特定疾患医療受給者証の写しまたは医師の診断書が必要です。用具にはそれぞれ基準額がございますので、窓口にお問い合わせください。）

○自己負担

給付対象者の方が属する世帯の市町村民税の課税状況に応じて自己負担があります。原則として給付費の1割負担となります。ただし課税状況に応じて1か月あたりの負担に上限額を設定します。（上記補装具費の支給の表を参照）（ストマ用装具、紙おむつについては自己負担の1/2を助成します。）

※ 障害の種類・難病の状態・程度・年齢・世帯構成等による制限がありますのでご注意ください。また、附属品や取付けを要する用具の取付け工事費は、本人負担です。

※ 介護保険からの給付と貸与が優先となる品目（○印）があります。

※ 用具の種類によって、それぞれの耐用年数が決められています。いたんだけ紛失して再給付を受ける場合には原則として耐用年数を過ぎていなければなりません。

〈日常生活用具の種目及び対象者〉

※年齢の欄の3歳・6歳(学齢児)以上は原則とする

用具の種類	耐用年数	給付基準額	介護保険対象	障害者手帳所持者		難病患者等	年齢	備考	用具の用途・性能
				障害	程度				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8	154,000	○	下肢・体幹 知的障害者	1・2級	○	18歳以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものです。上体や脚部の傾斜角度を個別に調節できます。
	訓練用ベッド(児のみ)	8	159,200			1・2級	○	6～17歳	
	特殊尿器	5	67,000	○		1級	○	6歳以上	寝たきりで常時介護を要する方
	入浴担架	5	82,400					3歳以上	入浴に介助を要する方
	体位変換器	5	15,000	○		1・2級	○	6歳以上	着替えに介助を要する方
	移動用リフト	4	159,000	○		1・2級	○	3歳以上	介護者が障害者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの(ただし、住宅改修を伴うものを除く)
	訓練いす(児のみ)	5	33,100					3～17歳	座位を保ち、前に取りつけたテーブルで上肢機能の訓練を行います。
	特殊マット	5	19,600	○		1・2級A	○	3歳以上	床ずれ防止用の加工がしてあるもの、または失禁等による汚れを防止できるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	8	90,000	○	下肢・体幹	1～6級	○	3歳以上	入浴に介助を要する方
	便器(手摺付)	8	4,450(5,400)	○		1・2級	○	6歳以上	手すりをつけることができます。(ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く)
	歩行補助杖(T字状・棒状)	3	2,200/3,000 (木製)/(軽金属)		平衡機能 下肢・体幹	1～6級		3歳以上	移動に介助を必要とする方
	移動・移乗支援用具	8	60,000	○			○		家庭内移動等において介助が必要な方
	◎頭部保護帽	3	A 15,200		平衡機能 下肢・体幹 知的障害者	1～6級A		児・者	A: スポンジ・皮製 B: スポンジ・皮・プラスチック製
			B 36,750						
	特殊便器	8	151,200		上肢 知的障害者		○	6歳以上	訓練を行っても排泄後処理が困難な方
	火災警報器	8	15,500		視覚・聴覚 肢体不自由 内 知的障害者	1・2級A		児・者	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、必要と認められる世帯
	自動消火器	8	28,700				○		
	電磁調理器	6	41,000		視覚	1・2級		児・者	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10	7,000					6歳以上	
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	10	87,400		聴覚	2級		18歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、必要と認められる世帯
	透析液加温器	5	51,500		腎臓	1・3級		3歳以上	自己連統携行式腹膜灌漑法(CAPD透析)の方
	ネブライザー(吸入器)	5	36,000		呼吸器 同程度の 身体障害者	1～3級	○	6歳以上	両上下肢・体幹などの全身性の障害があり、必要と認められる方は医師意見書があれば給付可
	電気式たん吸引器	5	56,400				○		
	酸素ボンベ運搬車	10	17,000		在宅酸素療法者	—		児・者	医療保険における在宅酸素療法を行う方
	音声式体温計	5	9,000		視覚	1・2級		6歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、必要と認められる世帯
	盲人用体重計	5	18,000					18歳以上	
	音声式血圧計	5	15,000					18歳以上	
	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	5	157,500		心臓・呼吸器 同程度の 身体障害者	1～3級	○	児・者	両上下肢・体幹などの全身性の障害があり、必要と認められる方は医師意見書があれば給付可

用具の種類		耐用年数	給付基準額	介護保険対象	障害者手帳所持者		難病患者等	年齢	備考	用具の用途・性能
					障害	程度				
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5	98,800		音声・言語 肢体不自由	1～6級		6歳以上	発声・発語に著しい障害のある方	言葉を音声や文章に変換
	情報・通信支援用具	5	100,000		視覚 肢	1・2級		6歳以上		障害者向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト
	点字ディスプレイ	6	383,500		視覚のみ、もしくは視覚・聴覚の重度重複障害			18歳以上	日常生活上必要と認められる世帯	文字等のコンピューターの画面情報を点字等に示すことのできるもの
	点字器	7	標準型 10,400		視覚	1～6級		児・者	必要と認められる方	
		5	携帯型 7,200							
	点字タイプライター	5	63,100			1・2級		6歳以上	就労、就学しているか、就労が見込まれる方	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	89,800					6歳以上		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	6	115,000					6歳以上		
	視覚障害者用拡大読書器	8	198,000			1～6級		6歳以上	本装置により文字等が読めるようになる方	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
	盲人用時計	10	音声 13,300			1・2級		18歳以上	音声式は手指の障害により触読式時計の使用が困難な方	
			触読 10,300							
	聴覚障害者用通信装置	5	71,000		聴覚	2～6級		6歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信ができるもの
	聴覚障害者用情報受信装置	6	88,900					児・者	本装置によりテレビの視聴が可能になる方	災害時の緊急信号受信字幕手話通訳を画面表示
	◎人工喉頭	4	笛 5,000		音声 言語	3・4級		児・者	喉頭摘出者	
		5	電動 70,100							
	点字図書	—			視覚	1～6級		児・者	主に情報の入手を点字によって行っている方	年間6タイトル、24冊まで給付
排泄管理支援用具	◎ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）	月	便 8,858/月		ぼうこう 直腸	1～4級		児・者	ぼうこう又は直腸機能障害でストマ用装具を必要とする方	6ヶ月ごとに給付可能
			尿 11,639/月							
	◎紙おむつ	月	12,000/月		ストマ用装具が使用不能・高度の排尿排便機能障害・脳原性運動機能障害等かつ意思表示が困難	—		3歳以上	医師意見書が必要	
住宅改修費	収尿器	1	男性 7,700		下肢 幹	1～6級		児・者		
			女性 8,500							
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000	○	下肢 幹 移動機能	1～3級	○	児・者		原則として1回のみ 改修後の申請は不可

◎については、施設や病院に入所又は入院中であっても、給付されることがあります。

※難病患者等により、給付を受けたい場合は、「日常生活用具給付医師意見書」の添付が必要になります。

(注)購入後の申請は不可

緊急通報装置・福祉電話の貸与

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

＜貸与＞ 市民税非課税世帯に属する障害者のために、次の用具をお貸しします。

用具の種類	対 象 者				用具の用途・性能
	障 害	程 度	年 齢	趣 旨 ・ そ の 他	
福 祉 電 話	視 覚 聴 覚 肢体不自由 内 部	1 ・ 2 級	18 歳以上	難聴者又は外出困難なため、緊急時の連絡や、日常のコミュニケーションの手段として電話を所有していない障害者のみの世帯に、電話の貸与・基本使用料等の助成をおこないます。	
緊急通報装置	視 覚 聴 覚 肢体不自由 内 部	1 ・ 2 級		急病や災害等の緊急時に迅速な対応を必要とするひとり暮らしの身体障害者の方（市民税非課税世帯）に緊急通報装置の貸与を行っています。近所に2名以上の協力員が必要です。	ペンダントのボタンを押すことで、消防署や近所の協力員へ緊急事態発生との連絡が入ります。

車いすの貸出し

【窓口】富山市社会福祉協議会 ☎422-3400 F 422-2684

病気や事故などで、一時的に身体が不自由になった方や外出時に必要な方に、車椅子を3か月以内で貸出します。在庫の有無をお電話で確認してください。

※要介護2以上の方は介護保険の福祉用具貸与で車椅子をレンタルしてください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の補助

【窓口】障害福祉課 障害福祉係
☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

障害者総合支援法に基づく補装具の支給対象とならない児童（軽度・中等度難聴児）に対し、補聴器の購入（更新）に要する費用を補助します。

○対象者（次の要件を全て満たす者。）

- ①富山市内に住所を有すること、②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること、③両耳の聴力レベルが原則として、30デシベル以上70デシベル未満であることと、④補聴器の装用の必要性を認めた指定医師（※担当窓口にお問い合わせください。）の意見書があること

○補助対象

補聴器の新規購入費用及び更新費用（更新の場合は、耐用年数の5年を経過していることが条件）

○補助金額

障害者総合支援法に基づく、補聴器購入費用等としての基準額に3分の2を乗じた額（千円未満切捨）
※購入（更新）後の申請は不可。また、購入（更新）については、指定販売店で取り扱いとなりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

おむつの支給

【窓口】長寿福祉課 長寿福祉係 ☎443-2062 F 443-2180
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

介護者の負担を軽減するため、おむつ引換券を支給します。

○対象者

- ・在宅で、常時おむつが必要な、要介護認定の要介護2以上の方
- ・在宅で、常時おむつが必要な、2歳以上の身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの方

○申請

民生委員又は地域包括支援センターの証明が必要です。

(※60歳未満の場合は、民生委員の証明が必要です。)

○所得制限

対象者の属する世帯のすべての世帯員の合計所得金額が、1,000万円以上の場合は支給されません。

○日常生活用具の紙おむつ(54ページ最下段参照) 窓口は障害福祉課

3歳以上の方で次の要件に該当する方は、日常生活用具の紙おむつが給付できます。

- ・膀胱、直腸機能障害があり、ストマ用装具が装着できない方
- ・生まれながらの脊椎神経障害で、排尿管機能の障害がある方
- ・3歳未満で発症した脳性まひ等による運動機能障害があり、排尿管の意思表示が困難な方

デージー(CD)等の貸出し

視覚障害者のために、次のとおりデージー(CD)等の貸出しを行っています。

- | | | | |
|------|----------------|-----------|------------|
| ・広報等 | 富山市社会福祉協議会 | ☎422-2456 | F 422-2684 |
| ・図書 | 富山市立図書館本館 | ☎461-3200 | F 461-3310 |
| ・図書 | 富山県視覚障害者福祉センター | ☎425-6761 | F 425-9087 |

郵送による図書の貸出し

【窓口】図書館本館 資料係 ☎461-3200 F 461-3310

○趣旨

在宅の身体障害者で、図書館への来館が困難な方へ、郵送による図書の貸出しを行っています。

○対象者

富山市内在住で、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方。

寝具乾燥

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

梅雨や冬の湿気の多い季節に快適な日常生活確保のための寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

○対象者

65歳未満で身体障害者手帳1・2級の交付を受けて寝たきりまたはこれと同等な状態の方。

○内容

年2回、7月上旬と1月下旬頃に有料で寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

○利用料

- | | |
|-----------------|------------|
| ・寝具の乾燥、消毒の場合 | 自己負担 300 円 |
| ・寝具の洗濯、乾燥、消毒の場合 | 自己負担 500 円 |

○申請

5月20日号と11月20日号の市広報で募集します。㍻切り期日内に申請書を提出してください。
実施日は郵送で案内します。詳細については富山市公式ホームページをご覧ください。(ページ番号: 1003621)